

合同会社定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、_____合同会社と称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1 木工製品ならびに手芸製品の製作販売

2 前各号に附帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を大阪府大阪市に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載して行う。

第2章 社員及び出資

(社員の氏名、住所、出資及び責任)

第5条 社員の氏名及び住所、出資の価額並びに責任は次のとおりである。

1. 金1万円 大阪府大阪市此花区1丁目2番3号有限責任社員 大阪太郎

第3章 業務執行権及び代表権

(業務執行社員)

第6条 社員大阪太郎は、業務執行社員とし、当社の業務を執行するものとする。

(代表社員)

第7条 代表社員は業務執行社員の互選をもって、これを定める。

第4章 計算

(事業年度)

第8条 当社の事業年度は、毎年8月1日から翌年7月31日までとする。

第5章 附則

(事業年度)

第9条 当社の最初の事業年度は、当社成立の日から翌年7月31日までとする。

(公告の方法)

第10条 この定款に定めない事項は、すべて会社法の規定による。

以上、_____合同会社の設立のため、この定款を作成し、社員が次に記名押印する。

平成19年7月31日

有限責任社員 大阪太郎 印